

令和元年度

かながわの情報公開・個人情報保護

運用状況年次報告書

令和2年9月（令和3年5月19日訂正版）



令和元年度かながわの情報公開・個人情報保護  
運用状況年次報告書 目次

本 編

【情報公開制度】

I	情報公開制度の運用状況	
1	行政文書公開請求制度の利用状況 -----	1
2	主な内容 -----	1
3	各実施機関別決定件数 -----	2
4	第三者情報を含む行政文書の決定件数 -----	2
5	請求に対する処理状況 -----	3
6	諾否決定に対する審査請求 -----	4
7	県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について -----	8
II	情報公開審査会の審議状況 -----	9

【個人情報保護制度】

I	個人情報保護制度の運用状況	
1	個人情報保護制度の利用状況 -----	12
2	自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況	
(1)	開示請求への決定の件数 -----	12
(2)	各実施機関別請求件数 -----	13
(3)	訂正請求の状況 -----	13
(4)	利用停止請求の状況 -----	13
(5)	開示等の諾否決定に対する審査請求 -----	13
3	簡易開示の状況	
(1)	簡易開示の対象 -----	16
(2)	簡易開示の開示件数 -----	16
4	問合せ・苦情相談の状況 -----	17
5	実施機関の事務登録の状況 -----	18
6	保有個人情報の目的外利用・提供の状況 -----	20
7	実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況	

(1) 事故・不祥事の発生状況 -----	22
(2) 事故・不祥事防止への対応 -----	23
II 個人情報保護審査会の審議状況 -----	24
III 制度の普及啓発活動	
1 県民、事業者への制度周知	
(1) 県民に対する意識啓発 -----	26
(2) 事業者に対する意識啓発 -----	26
2 職員への意識啓発 -----	26
<b>【情報公開・個人情報保護審議会】</b>	
情報公開・個人情報保護審議会の審議状況	
1 審議会の開催状況 -----	27
2 審議会の審議状況	
(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の改善に係る諮問に関する審議状況 -----	27
(2) 本人確認情報の保護に関する審議状況 -----	28

## 資料編

資料 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書 -----	30
--------------------------------	----

# 情 報 公 開 制 度



# I 情報公開制度の運用状況

## 1 行政文書公開請求制度の利用状況（令和3年5月19日訂正）

請求者数は1,783人（前年度1,751人、前年度比1.8%増）、決定件数（行政文書公開請求に対して決定された文書の件数）は7,571件（前年度5,904件、前年度比28.2%増）でした。決定件数のうち、全部を公開した割合は28.1%、一部を公開した割合は68.2%、非公開とした割合は3.6%となりました（表1）。

（表1）行政文書公開請求制度の利用状況

年度	請求者数 (人)	決定件数 (件)			合計 (件)
		公開	一部公開	非公開	
平成30年度	1,751	1,280 (21.7%)	4,381 (74.2%)	243 (4.1%)	5,904 (100%)
令和元年度	1,783	2,130 (28.1%)	5,167 (68.2%)	274 (3.6%)	7,571 (100%)

（備考1）令和元年度の非公開274件のうち、5件は全部非公開、251件は文書不存在、14件は存否応答拒否、4件は却下によるものでした。

（備考2）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはなりません。以下同様とします。

## 2 主な内容

決定件数の多い主な行政文書は（表2）のとおりでした。

（表2）決定件数の多い行政文書（上位5項目）

令和元年度	平成30年度
① 学校法人の財務関係書類（2,326件）	① 学校法人の財務関係書類（1,360件）
② 県発注工事の設計書等（824件）	② 医療法人の財務関係書類（1,246件）
③ 知事日程表等（612件）	③ 県発注工事の設計書等（397件）
④ 県立学校の校則等（424件）	④ 110番事案措置票（256件）
⑤ 通行禁止道路通行許可申請書（344件）	⑤ 用地図、平面図等（172件）

### 3 各実施機関別決定件数（令和3年5月19日訂正）

決定件数を実施機関別にみると、知事の5,204件が最も多く、次いで警察本部長の1,060件となりました（表3）。

（表3）各実施機関別決定件数

（単位：件）

実施機関名	令和元年度	平成30年度	対前年度
知事	5,204	4,758	446
公営企業管理者	16	16	±0
議会	220	71	149
教育委員会	825	265	560
人事委員会	2	2	±0
監査委員	3	7	△4
労働委員会	0	4	△4
選挙管理委員会	222	108	114
収用委員会	7	5	2
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	4	1	3
警察本部長	1060	649	411
病院機構	8	18	△10
産業技術総合研究所	0	0	±0
保健福祉大学	0	0	±0
合計	7,571	5,904	1,667

### 4 第三者情報を含む行政文書の決定件数（令和3年5月19日訂正）

実施機関以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって、当該第三者に対して、意見書を提出する機会を与えることができます。なお、公益上の理由による裁量的公開を行う場合等、一定の場合には、意見書を提出する機会を与えることを義務付けています。

そして、調査を行った第三者から公開に反対の意思が表示され、その意に反して公開する場合はその旨を第三者に通知することとしています。

令和元年度の第三者情報を含む行政文書の決定件数は5,316件で、全体（7,571件）の70.2%を占めました。このうち、条例第12条の規定に基づき、意見書を提出する機会を与えたものは500件、更にそのうち、通知を行ったものは393件でした（表4）。

（表4）第三者情報を含む行政文書の決定件数

（単位：件）

区分	58～24年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
第三者情報の件数	117,907	6,577	4,657	6,280	6,582	5,346	4,424	5,316
調査件数	8,797	482	41	89	82	45	83	500
通知件数	9,206	276	11	53	19	11	37	393

5 請求に対する処理状況（令和3年5月19日訂正）

（表5）行政文書公開請求に対する処理状況

（単位：件）

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一 部 公 開	非公開 (却下を 含む)	左の件数内数				
				全部 非公開	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	却 下	
昭 和 58 年度	212	44	12	6			6	268
59 年度	359	73	24	24			—	456
60 年度	390	86	8	8			—	484
61 年度	1,212	70	25	25			—	1,307
62 年度	248	121	114	114			—	483
63 年度	370	160	236	236			—	766
平 成 元 年 度	401	58	23	23			—	482
2 年 度	2,751	214	90	90			—	3,055
3 年 度	918	191	99	99			—	1,208
4 年 度	2,956	443	17	17			—	3,416
5 年 度	906	353	35	35			—	1,294
6 年 度	965	860	16	16			—	1,841
7 年 度	848	9,464	180	180			—	10,492
8 年 度	3,244	2,141	226	226			—	5,611
9 年 度	3,208	2,983	90	90			—	6,281
10 年 度	3,936	1,823	64	64			—	5,823
11 年 度	1,629	1,157	403	403			—	3,189
12 年 度	2,376	3,927	220	48	163	3	6	6,523
13 年 度	1,079	3,558	171	12	152	3	4	4,808
14 年 度	2,086	3,698	473	9	459	3	2	6,257
15 年 度	2,652	2,260	437	108	318	3	8	5,349
16 年 度	4,061	2,602	290	48	225	4	13	6,953
17 年 度	14,296	8,004	446	23	415	5	3	22,746
18 年 度	11,696	3,557	396	27	364	5	—	15,649
19 年 度	9,529	10,431	1,153	10	785	356	2	21,113
20 年 度	10,414	3,707	247	14	231	2	—	14,368
21 年 度	11,479	3,557	220	10	197	8	5	15,256
22 年 度	3,268	4,247	180	6	157	11	6	7,695
23 年 度	2,210	4,546	155	2	139	11	3	6,911
24 年 度	2,316	3,226	202	8	188	6	—	5,744
25 年 度	2,845	5,388	330	10	238	4	78	8,563
26 年 度	2,150	4,136	388	15	358	14	1	6,674
27 年 度	1,610	5,486	207	9	188	10	—	7,303
28 年 度	1,869	7,081	301	4	269	17	11	9,251
29 年 度	2,576	5,721	261	4	245	11	1	8,558
30 年 度	1,280	4,381	243	7	218	16	2	5,904
令 和 元 年 度	2,130	5,167	274	5	251	14	4	7,571

（備考）全部非公開、不存在、存否応答拒否及び却下の件数は、非公開件数の内数です。

## 6 諾否決定に対する審査請求

令和元年度は、諾否決定に対する審査請求に係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、17件ありました。

審査会では「Ⅱ 情報公開審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに審査請求があり、審議中であった案件を含め30件について答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが17件、原処分の一部を妥当でないとするものが11件、原処分のすべてを妥当でないとするものが2件となりました（表7）。

平成30年度に答申があった案件について、平均審議回数は3.4回、諮問から答申までの平均日数は319.3日でしたが、令和元年度に答申があった案件については、平均審議回数は3.4回、諮問から答申までの平均日数は513.9日となりました。

（表6）制度発足以降の行政文書公開請求に関する審査請求件数（令和2年3月31日現在）

審査請求 （諮問）件数	処 理 状 況		
	答申件数	取下げ	係属中
853件	744件	74件	35件

（備考）平成28年度以前の件数には異議申立て件数も含まれますが、現行では審査請求に統一されたことから、審査請求と表記しています。以下、同様とします。

（表7）令和元年度 審査請求の処理状況（令和2年3月31日現在）

（単位：件）

年度	審 議 状 況			処 理 状 況					
		前年度 からの 継続審議	当該年度 受理 （諮問）	情報公開審査会からの答申（※）			取下げ	審議中	
				○	△	×			
平成30年度	88	60	28	38	15	22	1	0	50
令和元年度	67	50	17	30	17	11	2	2	35
対前年度	△21	△10	△11	△8	2	△11	1	2	△15

※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表8) 審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
278	県職員の給与等支払簿一部非公開の件	教育委員会	H16.2.20	H16.3.25					(中断)
284	県職員の報酬、給与、所得税に関する書類一部非公開の件	知事	H16.5.25	H16.6.2					(中断)
287	非常勤報酬に関する文書等一部非公開の件	教育委員会	H16.5.18	H16.6.18					(中断)
742	特定事件に関する文書一部非公開の件(その14)	知事	H29.2.24	H29.6.16	R1.5.21	723	△	R1.6.28	答申どおり(一部認容)
759	特定事件に関する文書一部非公開の件(その26)	知事	H29.2.27	H29.8.2	R1.8.27	729	△		
765	特定事件に関する文書一部非公開の件(その31)	知事	H29.2.24	H29.9.6	R1.5.21	724	△	R1.6.21	答申どおり(一部認容)
766	特定事件に関する文書一部非公開の件(その32)	知事	H29.2.22	H29.9.6	R1.5.21	725	△	R1.6.21	答申どおり(一部認容)
771	特定事件に関する文書一部非公開の件(その36)	知事	H29.2.23	H29.9.29	R1.5.29	726	△	R1.8.16	答申どおり(一部認容)
785	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その1)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.13					(審議中)
786	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その2)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.14	R2.2.26	744	○	R2.3.11	答申どおり(棄却)
787	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その3)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.14					(審議中)
788	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その4)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.14	R1.5.15	715	△	R1.7.10	答申どおり(一部認容)
789	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その5)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.14					(審議中)
790	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その6)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.15					(審議中)
791	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その7)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.15	R1.5.15	716	○	R1.6.12	答申どおり(棄却)
792	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その8)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.15					(審議中)
793	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その9)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.15	R1.10.3	735	○	R1.10.23	答申どおり(棄却)
794	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その10)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.16					(審議中)
795	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その11)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.16	R1.11.13	737	○	R1.11.13	答申どおり(棄却)
796	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その12)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.16	R2.2.21	743	○	R2.3.11	答申どおり(棄却)
797	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その13)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.19					(審議中)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
798	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その14)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.20					(審議中)
799	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その15)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.20					(審議中)
800	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その16)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.21	R1.5.15	717	○	R1.6.12	答申どおり(棄却)
801	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その17)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.21					(審議中)
802	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その18)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.21	R1.5.15	718	○	R1.6.12	答申どおり(棄却)
803	特定確認書の規定に基づく実施施策関係文書不存在の件	知事	H30.1.24	H30.3.8	R1.5.15	719	△	R1.7.10	答申どおり(一部認容)
806	特定事件に関する文書一部非公開の件(その43)	知事	H29.2.23	H30.3.13	R1.5.29	727	△	R1.7.4	答申どおり(一部認容)
808	特定地権者連絡会参加根拠文書不存在の件	知事	H30.2.15	H30.3.20	R1.5.16	722	○	R1.5.30	答申どおり(棄却)
810	特定会議参加根拠文書等一部非公開の件	知事	H30.3.6	H30.4.17	R1.5.15	720	×	R1.7.10	答申どおり(認容)
813	特定事件に関する文書一部非公開の件(その44)	知事	H29.2.27	H30.4.25	R1.5.29	728	△	R1.12.20	答申どおり(一部認容)
815	特定負担金に係る協議資料一部非公開の件	知事	H30.4.2	H30.5.10	R1.5.15	721	×	R1.7.10	答申どおり(認容)
818	特定会議参加経緯文書公開の件(その2)	知事	H30.4.24	H30.5.30	R1.9.11	732	○	R1.10.30	答申どおり(棄却)
819	特定会議における特定発言根拠文書不存在の件	知事	H30.4.24	H30.5.30	R1.9.11	733	○	R1.10.30	答申どおり(棄却)
820	特定協議会の拡充根拠文書等一部非公開の件	知事	H30.5.1	H30.6.1	R1.9.11	734	○	R1.9.25	答申どおり(棄却)
821	特定日以降に開催された特定会議資料等一部非公開の件	知事	H30.4.24	H30.6.5	R2.1.24	741	○	R2.3.23	答申どおり(棄却)
822	特定日に開催された特定会議資料不存在の件	知事	H30.4.24	H30.6.5	R1.9.6	730	○	R1.9.20	答申どおり(棄却)
823	特定事項取組根拠文書公開の件	知事	H30.5.1	H30.6.5	R1.9.6	731	○	R1.9.20	答申どおり(棄却)
825	特定事件に関する文書一部非公開の件(その46)	知事	H30.3.26	H30.6.22					(審議中)
826	特定会議に係る会議録等一部非公開の件	知事	H30.6.25	H30.7.31	R1.10.30	736	△	R1.11.29	答申どおり(一部認容)
827	急傾斜地崩壊危険区域の指定等に係る要望書等一部非公開の件	知事	H30.5.24	H30.8.10	R1.12.20	739	○	R2.1.10	答申どおり(棄却)
828	特定事件に関する文書一部非公開の件(その47)	知事	H29.10.18	H30.10.19					(審議中)
829	特定生徒に係る報告書等公開拒否(存否応答拒否)の件	教育委員会	H30.9.12	H30.10.25	R1.12.5	738	○	R1.12.23	答申どおり(棄却)
830	特定の道路標示塗装工事に関する文書一部非公開の件	公安委員会	H30.10.3	H30.11.20	R2.1.29	742	△	R2.3.18	答申どおり(一部認容)
831	特定求償関係文書等公開拒否(存否応答拒否)の件	教育委員会	H30.10.22	H30.11.21	R1.12.20	740	○	R2.1.8	答申どおり(棄却)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
832	特定会議における特定議案検証可能文書一部非公開の件	知事	H30.12.3	H31.1.11			(審議中)		
833	特定事件に関する文書一部非公開の件(その48)	知事	H31.1.21	H31.2.19			(審議中)		
834	特定指定管理者に関する人件費等に係る文書一部非公開の件	知事	H30.12.21	H31.2.25			(審議中)		
835	県債収入の科目・年度更訂一覧不存在の件	知事	H31.1.10	H31.2.25			取下げ		
836	特定事件に関する文書一部非公開の件(その49)	知事	H31.2.18	H31.3.22			(審議中)		
837	特定業務に関する会議資料一部非公開の件	知事	H31.3.1	H31.4.4			(審議中)		
838	特定事件に関する文書一部非公開の件(その50)	知事	H31.3.18	H31.4.19			(審議中)		
839	特定事件に関する文書一部非公開の件(その51)	知事	R1.5.20	R1.7.5			(審議中)		
840	特定委員会に関する会議等に係る文書一部非公開の件	知事	R1.6.4	R1.7.12			(審議中)		
841	特定事件に関する文書一部非公開の件(その52)	知事	R1.7.2	R1.9.9			(審議中)		
842	特定事件に関する警察取扱文書公開拒否(存否応答拒否)の件	公安委員会	R1.7.18	R1.9.4			(審議中)		
843	特定事件に関する文書一部非公開の件(その53)	知事	H30.3.25	R1.10.3			(審議中)		
844	特定再開発事業に関する特定工事の工事費内訳に係る文書不存在の件	知事	R1.8.27	R1.10.15			取下げ		
845	特定事件に関する文書一部非公開の件(その54)	知事	R1.9.30	R1.11.11			(審議中)		
846	特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件	知事	H30.2.15	R2.2.3			(審議中)		
847	特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件(その2)	知事	H30.3.20	R2.2.3			(審議中)		
848	特定事業に関する要請に係る文書不存在の件	知事	R1.12.4	R2.2.4			(審議中)		
849	特定新駅等に関する協定書一部非公開の件	知事	R1.12.16	R2.2.14			(審議中)		
850	特定審査会の録音データ等一部非公開の件	知事	R2.1.7	R2.2.19			(審議中)		
851	施術所開設届等一部非公開の件	知事	R1.12.26	R2.2.28			(審議中)		
852	特定工事の工事費内訳に係る文書不存在の件	知事	R2.2.3	R2.3.5			(審議中)		
853	がけ崩れに関する起案文書等一部非公開の件	知事	R2.2.21	R2.3.24			(審議中)		

(備考1) 令和元年度中に諮問された案件、答申・裁決等がなされた案件及び中断中の案件を記載しています。  
(備考2) 諮問第278号、第284号及び第287号については、審査請求人からの申出により審議が中断されています。

## 7 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について

県が出資等を行う団体は、条例第 26 条においてその公共性から情報の公開に努めるものとされ、県主導の第三セクター等 30 団体においても、各団体が規程を作って情報公開制度を運用しています（表 9）。令和元年度は、4 団体において、14 件の公開申出に対して決定を行いました（表 10）。

また、指定管理者は、条例第 27 条において、公の施設の管理を行うことの公共性から情報公開に努めるものとされていますが、令和元年度は、公開申出がありませんでした。

（表 9）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等（令和 2 年 3 月 31 日現在）

(株) 湘南国際村協会 (公財) 神奈川文学振興会 (公財) 神奈川芸術文化財団 (公財) かながわ国際交流財団 (公財) 地球環境戦略研究機関 (公財) かながわ海岸美化財団 (公財) かながわトラストみどり財団 (公社) 神奈川県農業公社 (社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団 (公財) かながわ健康財団 (公財) 神奈川産業振興センター 神奈川県道路公社 (公財) 神奈川県下水道公社 神奈川県住宅供給公社 (公財) 神奈川県暴力追放推進センター	(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 (一財) 神奈川県厚生福利振興会 (公財) 神奈川県体育協会 三崎マリン (株) (公財) 神奈川県栽培漁業協会 (社福) 神奈川県社会福祉協議会 (株) ケイエスピー (公財) 神奈川県労働福祉協会 (一財) あしがら勤労者いこいの村 (職訓) 神奈川能力開発センター (公財) 神奈川県都市整備技術センター (公財) 神奈川県公園協会 (株) 湘南なぎさパーク (一財) かながわ水・エネルギーサービス (一財) 神奈川県教育福祉振興会
---	---

（表 10）県主導の第三セクター等に対する公開申出の処理状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）（単位：件）

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
神奈川県道路公社	3	2	1	-	-
(公財) 神奈川県下水道公社	5	5	-	-	-
(公財) 神奈川県都市整備技術センター	5	5	-	-	-
(公財) 神奈川県公園協会	1	1	-	-	-
合 計	14	13	1	-	-

## II 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る情報や、法人の正当な利益を害するおそれがある情報のように、条例第5条各号に規定する非公開情報のいずれかに該当する情報を除いて、公開しなければならないとされています。

令和元年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて5,441件ありました。諾否決定等に対しては、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができますが、条例では、審査請求を受けた審査庁は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の процедуруを定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関が行った諾否決定等に対する審査請求についても、条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会には、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用について、実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、当事者に提出を求めた上で、判断を行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

審査請求件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、審査会に2つの部会を設置しています。令和元年度は部会を22回開催し、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件を調査審議の上、審査会として30件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨に鑑み、審査会の答申は最大限尊重することとされており、答申の行われた審査請求案件について、審査庁はおおむね答申どおりの裁決を行われました。

### 神奈川県情報公開審査会委員名簿

令和2年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
板垣勝彦	横浜国立大学大学院准教授	
市川統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿崎環	明治大学教授	
田村達久	早稲田大学教授	会長職務代理者
常岡孝好	学習院大学教授	会長
遠矢登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀内かおる	横浜国立大学教授	

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

情報公開審査会の開催状況（第一部会）

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第195回	平成31年4月19日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第810号及び第815号について審議した。
第196回	令和元年5月23日 (木曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第818号、第819号及び第820号について審議した。 ・諮問第821号、第822号、第823号及び第826号について、指名委員から実施機関の説明聴取概要調書の提出を受けた上で審議した。
第197回	令和元年6月20日 (木曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第818号、第821号、第822号及び第823号について審議した。
第198回	令和元年7月25日 (木曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第821号、第827号及び第829号について審議した。
第199回	令和元年8月27日 (火曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第829号及び第830号について審議した。
第200回	令和元年9月20日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第826号、第829号及び第830号について審議した。
第201回	令和元年10月29日 (火曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第830号について、実施機関の説明を聴取の上審議した。 ・諮問第827号、第829号及び第831号について審議した。
第202回	令和元年12月5日 (木曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第821号、第827号及び第831号について審議した。
第203回	令和元年12月26日 (木曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第830号、第832号、第834号及び第835号について審議した。
第204回	令和2年1月31日 (金曜日) 横浜市開港記念会館	・諮問第832号、第834号及び第837号について審議した。
第205回	令和2年3月25日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第832号及び第837号について審議した。

情報公開審査会の開催状況（第二部会）

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第 187 回	平成 31 年 4 月 24 日 （水曜日） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 771 号及び第 795 号について審議した。
第 188 回	令和元年 5 月 24 日 （金曜日） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 759 号及び第 793 号について審議した。
第 189 回	令和元年 6 月 21 日 （金曜日） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 790 号及び第 793 号について審議した。
第 190 回	令和元年 7 月 30 日 （火曜日） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 790 号及び第 793 号について審議した。
第 191 回	令和元年 8 月 23 日 （金曜日） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 790 号、第 793 号及び第 795 号について審議した。
第 192 回	令和元年 9 月 30 日 （月曜日） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 790 号、第 795 号及び第 796 号について審議した。
第 193 回	令和元年 10 月 18 日 （金曜日） 横浜市開港記念会館	・ 諮問第 786 号、第 790 号及び第 796 号について審議した。
第 194 回	令和元年 11 月 25 日 （月曜日） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 786 号、第 790 号及び第 796 号について審議した。
第 195 回	令和元年 12 月 25 日 （水曜日） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 786 号、第 790 号及び第 796 号について審議した。
第 196 回	令和 2 年 1 月 27 日 （月曜日） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 786 号及び第 798 号について審議した。
第 197 回	令和 2 年 3 月 27 日 （金曜日） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 790 号及び第 798 号について審議した。

（備考）部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置付けられた部会として、第 199 回全体会以降に開催された部会から改めて第 1 回と数えています。



# 個人情報保護制度



# I 個人情報保護制度の運用状況

## 1 個人情報保護制度の利用状況

利用者数は、6,526人（前年度5,860人、前年度比11.4%増）でした（表1）。

（表1）個人情報保護制度の利用状況

年度	利用者数 (人)	利 用 件 数 (件)							
		自己情報の開示等請求件数				問合せ	苦 情 相 談	合 計	
		開示 請求	簡易開示 請 求	訂正 請求	利用停止 請 求				
平成30年度	5,860	5,823	1,142	4,681	0	0	19	18	5,860
令和元年度	6,526	6,517	1,299	5,216	0	2	3	6	6,526

## 2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況

### (1) 開示請求への決定の件数

令和元年度の自己情報の開示請求の件数は1,299件（前年度比13.7%増）でした。

開示請求への決定の件数は、開示が163件（全体の12.5%）、一部開示が1,096件（同84.4%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が40件（同3.1%）となりました（表2）。

（表2）開示請求への決定の件数

（単位：件）

年度	開 示		一 部 開 示		不 開 示		計	
平成30年度	159	(13.9%)	941	(82.4%)	40	(3.5%)	1,142	(100%)
令和元年度	163	(12.5%)	1,096	(84.4%)	40	(3.1%)	1,299	(100%)

（備考1）令和元年度の不開示40件のうち、5件は全部不開示、33件は不存在、1件は存否応答拒否、1件は却下によるものでした。

（備考2）平成30年度の合計値には、取下げ2件を含みます。

(2) 各実施機関別請求件数

自己情報開示請求の件数を実施機関別にみると、警察本部長の1,066件が最も多く、次いで知事の97件となりました（表3）。

（表3）年度別各実施機関別内訳

（単位：件）

実施機関名	令和元年度	平成30年度	対前年度
知事	97	57	40
公営企業管理者	0	0	±0
議会	2	0	2
教育委員会	42	62	△20
人事委員会	2	3	△1
監査委員	0	0	±0
労働委員会	0	1	△1
選挙管理委員会	0	0	±0
収用委員会	0	0	±0
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	0	0	±0
警察本部長	1,066	944	122
病院機構	90	75	15
産業技術総合研究所	0	0	±0
保健福祉大学	0	0	±0
合計	1,299	1,142	157

(3) 訂正請求の状況

訂正請求はありませんでした。

(4) 利用停止請求の状況

利用停止請求のあった2件の決定状況は、不停止が2件となっています。

(5) 開示等の諾否決定に対する審査請求

令和元年度は、開示等に対する決定に対する審査請求に係る個人情報保護審査会への諮問は2件あり、審査会では「Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、6件の答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが1件、原処分の一部を妥当でないとするものが5件となりました（表5）。

平成30年度に答申があった案件について、平均審議回数は3.2回、諮問から答申までの平均日数は308.6日でしたが、令和元年度に答申があった案件については、平均審議回数は4.2回、諮問から答申までの平均日数は464.7日となりました。

(表4) 制度発足以降の開示等の諾否決定に対する審査請求件数 (令和2年3月31日現在)

審査請求 (諮問) 件数	処 理 状 況		
	答申件数	取下げ	係属中
232 件	214 件	14 件	3 件

(備考) 2件の審査請求について、とりまとめて1つの答申としたものがあるため、処理状況の計は審査請求の件数と一致しません。

(表5) 令和元年度 審査請求の処理状況 (令和2年3月31日現在)

(単位: 件)

年度	件 数			処 理 状 況					
		継続審議 件数	当該年度 受理 (諮問)	個人情報保護審査会からの答申 (※)			取下げ	審議中	
				○	△	×			
平成30年度	27	18	9	20	11	7	2	0	7
令和元年度	9	7	2	6	1	5	0	0	3
対前年度	△18	△11	△7	△14	△10	△2	△2	-	△4

- ※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。
- …原処分を妥当とする内容の答申
  - △…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申
  - ×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表6) 審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決年月日	裁決内容
222	特定病院に係る受診履歴等に関する文書不存在の件	病院機構	H30.2.6	H30.4.23	R1.9.11	210	△	R1.11.7	答申どおり (一部認容)
223	特定内部通報に関する文書不開示の件	教育委員会	H30.3.15	H30.5.10	R1.7.9	209	○	R1.7.23	答申どおり (棄却)
225	特定病院に係る受診履歴等に関する文書不存在の件(その2)	病院機構	H30.3.2	H30.5.11	R1.9.11	211	△	R1.11.7	答申どおり (一部認容)
227	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その7)	教育委員会	H30.6.28	H30.8.14	R1.11.7	212	△	R1.12.27	答申どおり (一部認容)
228	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その8)	教育委員会	H30.6.28	H30.8.14	R1.11.7	213	△	R1.12.27	答申どおり (一部認容)
229	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その9)	教育委員会	H30.8.17	H30.10.9	R2.1.15	214	△	R2.3.13	答申どおり (一部認容)
230	特定県立学校における特定事案に関する資料等一部不開示の件	教育委員会	H30.9.18	H30.11.15	(審議中)				
231	教員採用試験の得点に関する文書一部不開示の件	教育委員会	R1.11.25	R2.1.15	(審議中)				
232	特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件	知事	H30.2.15	R2.2.3	(審議中)				

### 3 簡易開示の状況

#### (1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示といい、現状では試験結果が対象となっています。

#### (2) 簡易開示の開示件数

令和元年度の簡易開示の開示件数は、5,216件（前年度比11.4%増）でした（表7）。

請求の多かった試験は、公立学校教員採用候補者選考試験が2,922件、中等教育学校入学者決定（適性検査）が736件、警察官採用試験が665件となりました（表8）。

（表7）簡易開示の開示状況（令和2年3月31日現在）

平成2～27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
424,001件	5,665件	5,623件	4,681件	5,216件

（表8）簡易開示の多い個人情報（上位3項目）

令和元年度	平成30年度
①公立学校教員採用候補者選考試験 （2,922件）	①公立学校教員採用候補者選考試験 （2,451件）
②中等教育学校入学者決定（適性検査） （736件）	②中等教育学校入学者決定（適性検査） （740件）
③警察官採用試験（665件）	③警察官採用試験（361件）

#### 4 問合せ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問合せに応じるため、県庁の情報公開広聴課及び各地域県政総合センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

令和元年度の相談件数を内容別に見ると、(表9)のとおりです。

相談件数は、全部で9件となっており、前年度と比べて28件減少しました。内容別に見ますと、問合せが2件、苦情が7件となっており、前年度と比べて問合せが17件減少し、苦情が11件減少しました。

問合せでは、その他民間保有関係が2件ありました。

苦情相談については、事業者に対する県民からの苦情が4件あり、その内容としては個人情報の同意のない提供に関する苦情などがありました。

(表9) 問合せ、苦情相談件数

(単位：件)

項 目		県 民	事 業 者	合 計
問 合 せ	開示請求等関係	0	0	0
	その他県保有関係	0	0	0
	その他民間保有関係	1	1	2
	制度全般	0	0	0
小 計		1	1	2
苦 情 相 談	事業者への苦情	4	1	5
	その他の苦情	1	1	2
	小 計	5	2	7
合 計		6	3	9

## 5 実施機関の事務登録の状況

令和元年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は3,767件となっており、前年度末の3,555件から212件増加しています。令和元年度については、280件の事務が新たに登録され、372件の事務が変更され、70件の事務が廃止されました。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用して、個人情報を取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された3,767件の事務の内訳は、知事部局が2,738件、その他実施機関が1,029件となっています。

次に類型数ですが、5,508件となっており、一事務あたり平均約1.46件の類型数となっています。この類型数とは、収集する個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つのタイプのそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、（表10）のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県ホームページで県民の皆さんが自由に見ることができます。

(表10) 個人情報取扱事務登録件数一覧 (実施機関別・部局別)

(令和2年3月31日現在)

実施機関名	事務数		類型数	
	R1	H30	R1	H30
知 事	2,738	2,535	3,989	3,716
政 策 局	222	210	301	286
総 務 局	132	127	171	165
くらし安全防災局	137	133	180	176
国際文化観光局	102	90	143	127
ス ポ ー ツ 局	34	20	41	23
環 境 農 政 局	463	448	599	582
福祉子どもみらい局	486	422	756	669
健 康 医 療 局	474	447	700	666
産 業 労 働 局	223	205	412	378
県 土 整 備 局	391	367	578	546
会 計 局	20	20	24	24
県政総合センター等	54	46	84	74
議 会	46	45	59	58
公営企業管理者	102	101	125	118
教 育 委 員 会	307	305	409	404
選挙管理委員会	22	22	36	36
人 事 委 員 会	51	50	65	64
監 査 委 員	30	30	34	34
公 安 委 員 会	1	1	1	1
警 察 本 部 長	278	276	541	539
労 働 委 員 会	29	29	34	34
収 用 委 員 会	15	15	19	19
海区漁業調整委員会	20	20	22	22
内水面漁場管理委員会	10	10	12	12
県立病院機構	61	64	81	84
産業技術総合研究所	33	28	51	46
県立保健福祉大学	24	24	30	30
合 計	3,767	3,555	5,508	5,217

## 6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関個人情報保護法等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆様が知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

令和元年度には、飼い犬へのマイクロチップ装着促進活動補助金制度の更なる周知のため、県内の飼育動物診療施設に関する情報について、同一実施機関内での利用などがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長への報告の対象外としています。

(表11) 保有個人情報の目的外利用・提供件数一覧（利用・提供別（全実施機関の合計））

実施機関内で目的外利用	目的外利用・提供に係る 個人情報保護条例 根拠条項	件数（件）	目的外利用・提供に係る本人の数（人）
実施機関内で目的外利用	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	3956	32618
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	2	895
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）	460	959
他の実施機関へ提供	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	6	26917
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）	89	200
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
国へ提供	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
独立行政法人等へ提供	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）	2	107
他の地方公共団体へ提供	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
地方独立行政法人へ提供	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
上記以外の個人又は団体へ提供	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		

## 7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

### (1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

なお、それまでは、実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、平成18年に公安委員会及び警察本部長を除く実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定していました。

令和元年度に神奈川県個人情報等取扱事務要綱等に基づき対応した事故等の件数は、42件となっており、前年度と比べて11件増加しました。

実施機関別の件数の内訳は、知事が24件（57.1%）、教育委員会が18件（42.9%）となっています（表12）。

(表12)

H30	実施機関	知事													公営企業管理者	教育委員会	合計
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	みらい局	福祉子ども	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター			
	件数	2	1	0	0	0	2	2	2	1	0	0	1	11	2	18	31
R1	実施機関	知事													公営企業管理者	教育委員会	合計
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	みらい局	福祉子ども	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター			
	件数	2	2	1	3	3	1	2	5	1	2	0	2	24	0	18	42

また、事故等の類型別の件数の内訳は、誤送付・誤送信が14件（33.3%）、紛失が16件（38.1%）となっており、全体の7割以上をこの2つが占めています（表13）。

(表13)

	誤送付・ 誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	14	3	2	16	0	7	42

事故等の対象となった個人情報の種類別の件数の内訳は、県民のみに係るものが38件（92.7％）で、職員等のみに係るものが2件、県民および職員の双方に係るものは1件でした。

事故等に遭った個人情報数を規模別にみると、1～5人が26件（63.4％）、6～49人が10件（24.4％）、100人以上が5件（12.2％）となっております（表14）。

(表14)

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	26	7	-	5	38
職員等のみに係る情報	-	2	-	-	2
県民・職員に係る情報	-	1	-	-	1
合計	26	10	-	5	41

※リース契約満了により返却したハードディスクの盗難に係る本人の数については、漏洩等の事実及び当該ハードディスクに保存されていた個人情報不明であるため、上記の表には集計していません。

(表15)

事故等の内訳	件数
安全性の確保措置	37
受託事業者の安全性の確保措置	3
職員等の義務	0
その他	2
合計	42

事故等への対応については、本人等への情報提供を行ったものが35件、再発防止策がなされたものが42件、事故等の後、個人情報が回収されたものが19件でした（表16）。

(表16)

事故等への対応状況	件数
本人等への情報提供	35
再発防止策	42
個人情報の回収	19

## (2) 事故・不祥事防止への対応

県では、県機関が主催する職員研修、庁内イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。

## II 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報など、第20条各号に規定する不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己を本人とする保有個人情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己を本人とする保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても調査の結果によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分等に対しては、行政不服審査法の規定に基づく審査請求を行うことができますが、この条例では、審査請求を受けた審査庁は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の趣旨を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置された知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関が行った上記処分等に対する審査請求についても、条例の規定に基づいて審査会に諮問することになっています。

諮問を受けた審査会は、第20条各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会には、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

令和元年度中に、審査会は11回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件の審議をし、6件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりでした。

### 神奈川県情報公開審査会委員名簿

令和2年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
金子 匡良	法政大学 教授	会長職務代理者
玉巻 弘光	東海大学 名誉教授	会長
長谷川 範子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀越 由紀子	東海大学 教授	
松田 道佐	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第294回	平成31年4月17日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第222号、第225号及び第228号について審議した。
第295回	令和元年5月29日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第222号、第223号、第225号及び第227号について審議した。
第296回	令和元年6月26日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第222号、第225号及び第229号について審議した。
第297回	令和元年7月24日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第222号、第225号及び第227号について審議した。
第298回	令和元年8月28日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第228号、第229号及び第230号について審議した。
第299回	令和元年9月25日 (水曜日) 横浜市開港記念会館	・諮問第230号について審議した。
第300回	令和元年10月23日 (水曜日) 横浜市開港記念会館	・諮問第229号について審議した。
第301回	令和元年11月20日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第229号及び第230号について審議した。
第302回	令和元年12月18日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第229号及び第230号について審議した。
第303回	令和2年1月22日 (水曜日) 神奈川県庁本庁舎	・諮問第230号について審議した。
第304回	令和2年2月19日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第230号について審議した。

## Ⅲ 制度の普及啓発活動

### 1 県民、事業者への制度周知

#### (1) 県民に対する意識啓発

情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境の変化等を踏まえ、個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から全面施行されました。

改正前の個人情報保護法では、5,000人以下の個人情報しか有しない事業者（NPO法人、自治会、同窓会なども含まれます。）は適用対象外となっていたましたが、法改正によりこの規定は廃止され、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。

こうしたことから、県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、県のホームページでの制度紹介を行っています。

#### (2) 事業者に対する意識啓発

平成30年度に続き、個人情報保護研修講師派遣事業及び事業者研修会事業を実施しました。

##### ア 個人情報保護研修講師派遣事業

県内の事業者団体等が、加盟する事業者等に対して個人情報保護についての研修を行うことを支援するため、県が選定した有識者を研修講師として9回派遣しました（受講者計467名）。

##### イ 事業者研修会事業

令和元年8月28日に、中小規模の個人情報取扱事業者を対象に、個人情報保護委員会事務局に「中小企業のための個人情報の取扱いに関するルール作り」について御講演いただきました（受講者202名）。

また、同年10月21日には、自治会や町内会等の小規模な個人情報取扱事業者を対象に、岡本正氏（銀座パートナーズ法律事務所弁護士）に「災害時や地域見守り活動時等における個人情報の取扱い」について御講演いただきました（受講者104名）。

### 2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るとともに、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要がありますので、職員キャリア開発支援センター主催の新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）、パワーアップ研修（2回）、新任主幹級職員研修（1回）及び情報公開広聴課主催の情報公開担当者研修（2回）において、個人情報保護についての研修を実施しました。

更に、個人情報保護推進会議を書面にて開催し、庁内の関係所属に対して、事業者に対する報告の徴収等の事務を実施する際の流れ等について、周知しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」をイントラネットに掲載しました。



情報公開・個人情報保護審議会



## 情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が設置されました。委員の任期は2年であり、平成30年4月に第5期（平成30年4月1日～令和2年3月31日）が発足しました。

令和元年度は、審議会が3回開催され、「個人情報保護制度の見直しについて」の1件を知事が諮問しました（答申1件）。

また、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係の本人確認情報の保護に関する事項として、「住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について」の1件を知事が諮問しました（答申1件）。

### 1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 4 8 回 全 体 会	令和元年 5月27日（月）	1 個人情報保護制度に係る検討について オンライン結合制限（個人情報保護条例第10条）関係 2 個人情報保護制度に係る検討について 個人情報取扱事務の登録（個人情報保護条例第7条）関係 3 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について 4 学校と警察の情報連携制度の運用状況について 5 個人情報取扱事務の登録等について
第 4 9 回 全 体 会	令和元年 7月10日（水）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 個人情報保護制度の見直しについて（諮問）
第 5 0 回 全 体 会	令和元年 9月17日（火）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問） 3 個人情報保護制度の見直しについて（諮問） 4 平成30年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について 5 平成30年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について 6 情報公開・個人情報保護審議会の運営について

### 2 審議会の審議状況

#### (1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の改善に係る諮問に関する審議状況

令和元年7月3日付け情公1584号で知事から諮問された神奈川県個人情報保護条例第50条に基づく制度の改善について、次のア及びイを、第49回審議会（令和元年7月10日）及び第50回審議会（同年9月17日）において審議しました。

ア 条例では、各実施機関が所管する「個人情報を取り扱う事務」について、「個人情報事務登録簿」（以下「登録簿」という。）を作成することを求めています。

登録簿には、個人情報の取扱目的や収集先等、条例で定める項目を記載していますが、平成2年の条例制定以来、基本的に記載項目は変更されておらず、パーソナルコンピュータ等情報機器が発達しその使用が当然となっている現在の状況にそぐわないものとなっていました。

以上を踏まえ、条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、分かりやすいものに改めることについて、審議会に諮問したものです。

イ 条例では、県の実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機を通信回線で結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることを「オンライン結合」と定義し、制定以来これを原則禁止し、審議会への諮問を経た上でのみこれを認めるとしていました。

一方、平成2年の条例制定から約30年の間に、通信回線を介して個人情報を送受する事務処理は一般的となりました。

本県においても、高齢化・少子化が進行し、社会の変化に伴い県民のニーズのますますの多様化が見込まれる中、質の高い県民サービスを提供するには、より一層の県の業務の効率化を進める必要があります、これらを実現する上で行政の電子化は不可欠となっております。

以上を踏まえ、オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第10条の規定を改正することについて、審議会に諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第62号）されました。

## (2) 本人確認情報の保護に関する審議状況

令和元年8月14日付け市町第733号で知事が諮問した「住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について」が第50回審議会に付議されました。

諮問の内容は、住民基本台帳法施行条例に規定する予定の提供事務が、平成14年11月14日付け答申（平成21年7月9日付けで一部変更を認める答申）で適当と認められた利用提供事務の基準に合致していることの確認を求めるものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第61号）されました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、令和2年3月31日現在)

氏名	現職	備考
伊部 智隆	神奈川県社会福祉協議会 総務企画部 参事	
柏尾 安希子	神奈川新聞社 統合編集局報道部員兼論説委員	
小向 太郎	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科教授	副会長
友岡 史仁	日本大学法学部経営法学科教授	
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
人見 剛	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	会長
森田 明	弁護士（神奈川県弁護士会）	
湯淺 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	
脇屋 英子	神奈川県中小企業団体中央会 かながわ女性経営者中央会 理事	
和久 晴雄	神奈川県消費者団体連絡会 常任幹事	

任期 平成30年4月1日～令和2年3月31日



# 資 料 編



(1) 個人情報保護制度の見直しについて(諮問)

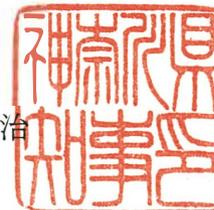
情公第1584号

令和元年7月3日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見 剛 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



個人情報保護制度の見直しについて(諮問)

本県では、県条例の適時性を確保するために一定期間ごとの条例見直し制度を設けており、本年は神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）附則第8項に規定する「平成21年4月1日から起算して5年を経過するごと」の見直しの時期に当たっております。

つきましては、条例第50条の規定に基づき、次の諮問事項の当否について神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を求めます。

**諮問事項**

1 第7条（個人情報取扱事務の登録）について

条例では、各実施機関が所管する「個人情報を取り扱う事務」について、「個人情報事務登録簿」（以下「登録簿」という。）を作成することを求めている。

登録簿には、個人情報の取扱目的や収集先等条例で定める項目を記載しているが、平成2年の条例制定以来、基本的に記載項目は変更されておらず、パーソナルコンピュータ等情報機器が発達しその使用が当然となっている現在の状況にそぐわないものとなっている。

以上を踏まえ、条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、分かりやすいものに改める。

## 2 第10条（オンライン結合による提供）について

条例では、県の実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機を通信回線で結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることを「オンライン結合」と定義し、制定以来これを原則禁止し、審議会への諮問を経た上でのみこれを認めるとしている。

一方、平成2年の条例制定から約30年の間に、通信回線を介して個人情報を送受する事務処理は一般的となった。また、いわゆる「デジタル手続法」が本年5月に可決されるなど、行政の電子化の流れはさらに加速すると予測される。

本県においても、全国屈指のスピードで高齢化が進むとともに少子化が進行し、2020年頃に人口のピークを迎え、その後減少が見込まれる。こうした社会の変化に伴い、県民のニーズはますます多様化すると見込まれ、これに対応したきめ細やかなサービスの提供が求められる一方で、税財源や人的資源の縮小が懸念されている。こうした中、質の高い県民サービスを提供するには、より一層の県の業務の効率化を進める必要があり、これらを実現する上で行政の電子化は不可欠である。

こうした環境の変化に対し、本条については、例外的に適用除外事由を増やすことで対応してきたため、原則どおり審議会への諮問が必要となる事案はごく僅かとなるなど、本条の規定が本県を取り巻く環境にそぐわないものになっている。

以上を踏まえ、オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第10条の規定を改正する。

なお、総務省はITの利活用を進めるため、平成29年5月及び平成31年3月の二度にわたり、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえオンライン結合制限を見直す旨の地方自治法に基づく技術的な助言を発出し、各地方公共団体に条例の見直しを求めている。

令和元年 9 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人 見



### 個人情報保護制度の見直しについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第50条の規定に基づき令和元年7月3日付け情公第1584号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

#### 当審議会の意見

神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）附則第8項の規定を受けて、貴職が条例の見直しを検討する次の1及び2の項目についての当審議会の意見は、次のとおりです。

#### 1 第7条（個人情報取扱事務の登録）について

条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、分かりやすいものに改める諮問内容は適当なものと認める。

ただし、第7条第1項第5号カの規定については、次項(1)の趣旨を踏まえた上で検討すること。

#### 2 第10条（オンライン結合による提供）について

オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第10条の規定を改正する諮問内容は適当なものと認める。

ただし、次の(1)から(3)について検討すること。

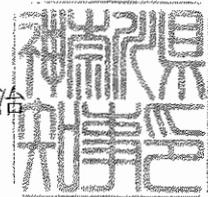
- (1) 「オンライン結合」の定義については、その名称も含めて検討し、通信回線を通じて保有個人情報を送受するシステム全般を対象とすること。
- (2) 「必要な保護措置」については、神奈川県情報セキュリティポリシー等を遵守し情報セキュリティ対策に万全を期すことを明確にすること。
- (3) 現行規定の「公益上の必要があり」及び「個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」の趣旨を維持すること。

(2) 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について(諮問)

市町第733号  
令和元年8月14日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長  
人見剛様

神奈川県知事  
黒岩祐治



住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について (諮問)

このことについて、住民基本台帳法第30条の4第2項の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

## 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

### 1 住民基本台帳法施行条例について

住民基本台帳法（以下「法」という。）別表に掲げる事務以外の事務の処理に当たり、本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報）を県内市町村等へ提供する場合には法第30条の13により、本県で利用する場合には法第30条の15により、それぞれ提供又は利用に係る事務（以下「利用提供事務」という。）の内容等を条例で定める必要がある。

平成14年11月14日の第49回神奈川県個人情報保護審議会にて、本人確認情報の利用に係る事務（以下「利用事務」という。）の基準について答申をいただき（平成21年7月9日の第85回神奈川県個人情報保護審議会にて、一部改正の答申）、現在、利用提供事務に関し次の基準を設定するとともに、高等学校奨学金の貸付けに係る債権管理に関する事務等、15の事務を利用提供事務として住民基本台帳法施行条例（以下「条例」という。）に規定している。

#### 【利用提供事務の基準】

- ① 住民の利便の増進に資する事務及び行政の合理化に資する事務であって住民の広い理解が得られやすい事務であること。
- ② 本人確認情報の利用及び提供に当たり、制度的及びシステムの課題がないこと。
- ③ 本人確認情報の利用及び提供に当たり、十分なセキュリティ措置を講ずることができること。
- ④ 本人確認情報の利用及び提供に当たり、適切な費用対効果を見込めること。

### 2 諮問の背景

住民の利便の増進等の観点から、提供事務を新たに追加したいので、上記の基準に合致するか否かについて審議をお願いするものである。

### 3 諮問の内容

新たに追加を予定している提供事務は、次ページに掲げる事務である。

（条例及び規則の改正が必要）

これらの事務について、次のとおり判断してよいか諮問する。

（本県の考え方）

次ページに掲げる提供事務は、当該基準すべてに合致する。

## 条例に掲げる事務一覧

### ○ 本人確認情報の提供を受ける執行機関と事務の具体的内容

番号	事務名	執行機関名	事務の具体的内容
⑨ 1	住民監査請求を行った者の住所地等の確認に関する事務	神奈川県監査委員 (都道府県知事以外の都道府県の執行機関で条例に定めるもの)	地方自治法に基づく住民監査請求をした者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認

※以下、資料を省略する。

答申第61号  
令和元年9月17日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見 剛



住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加に関する  
意見について（答申）

住民基本台帳法第30条の40第2項の規定に基づき、令和元年8月14日付け市町第733号で  
諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めまし  
たので答申します。





神奈川県

政策局政策部情報公開広聴課

電話 (045) 210-3720(直通)